

議案第 30 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第 1 号中「毎翌月 5 日」を「その時々」に改め、同項第 2 号中「毎月末」を「毎月末日まで」に改める。

別表教育委員会委員長の項を削る。

(伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 17 条第 2 項」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条」に改め、「必要な事項」の次に「を定めるとともに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 11 条第 5 項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第9条 教育長の職務に専念する義務の免除は、伊賀市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成16年伊賀市条例第45号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

（伊賀市職員等公益通報条例の一部改正）

第3条 伊賀市職員等公益通報条例（平成17年伊賀市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(教育長を除く。)」を削る。

（伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例の一部改正）

第4条 伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例（平成20年伊賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

（伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正）

第5条 伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成26年伊賀市条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

（伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第1条及び第9条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

(伊賀市職員等公益通報条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の伊賀市職員等公益通報条例第2条第1号の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の伊賀市職員等公益通報条例第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。